

# 日米特許審査ハイウェイ

## 2008年1月4日から本格実施

本格実施への移行に際し、次の3点が変更となり、利便性が向上します。

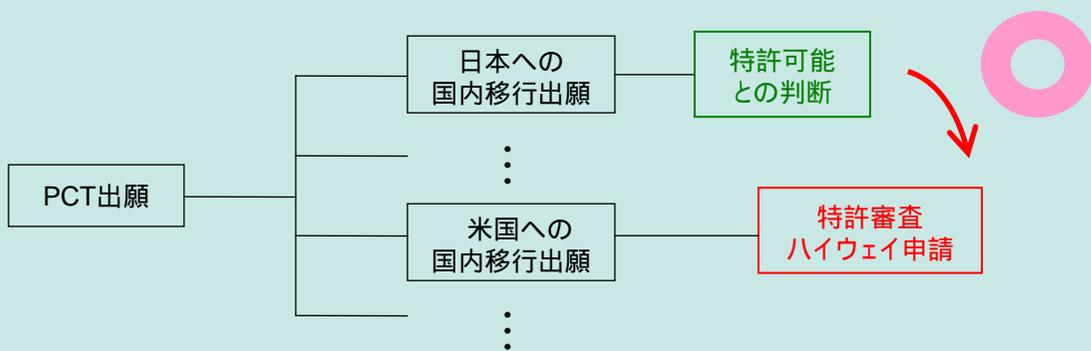
### 1. 対象案件の拡大

< 従来 >

日本国出願を優先基礎として米国に出願している出願 (PCT出願も可)

< 2008年1月4日以降 >

優先権主張を伴わないPCT出願であっても対象。



### 2. 米国への書類提出・翻訳負担軽減

< 従来 >

全ての拒絶理由通知等の写しとその翻訳の提出が必要

< 2008年1月4日以降 >

最新の拒絶理由通知書の写しとその翻訳の提出のみが必要

IDS書類提出の要件は、通常の米国出願と変わりません。

### 3. 米国への書類提出方法変更

< 従来 > FAXによる申請

< 2008年1月4日以降 > EFS-Webによる申請 (オンライン手続)